

月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合の給付管理票とサービス計画費の取扱

変更パターン	給付管理票提出		備考
	サービス計画費請求		
月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となり、変更前後共に居宅サービスを利用した場合	月途中でA支援事業所からB支援事業所へ変更 	B居宅介護支援事業所 B居宅介護支援事業所	月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となる場合は月末時点で登録されている居宅（予防）介護支援事業所が給付管理票を作成。 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となった場合、給付管理票を提出する事業所は他事業所の計画分も含めて給付管理票を作成する。
	月途中で居宅介護支援事業所から介護予防支援事業所へ変更 	介護予防支援事業所 介護予防支援事業所	
	月途中で介護予防支援事業所から介護居宅支援事業所へ変更 	居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所	
月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となり、変更前後一方のみ居宅サービスを利用した場合（小規模多機能型居宅介護利用の場合を除く）	月途中でA支援事業所からB支援事業所へ変更 	A居宅介護支援事業所 A居宅介護支援事業所	居宅サービスの利用状況によっては、居宅支援事業所の届出時期に注意が必要。 変更後の支援事業所の届出を翌月にするにより、変更前の支援事業所が給付管理票を作成することとなる。
	月途中で居宅介護支援事業所から介護予防支援事業所へ変更 	居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所	
	月途中で介護予防支援事業所から介護居宅支援事業所へ変更 	介護予防支援事業所 介護予防支援事業所	
	月途中でA支援事業所からB支援事業所へ変更 	B居宅介護支援事業所 B居宅介護支援事業所	
	月途中で居宅介護支援事業所から介護予防支援事業所へ変更 	介護予防支援事業所 介護予防支援事業所	
	月途中で介護予防支援事業所から介護居宅支援事業所へ変更 	居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所	

月を通じて小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理業務を行う場合	月を通じて小規模多機能型居宅介護事業所を利用		小規模多機能型居宅介護事業所 請求不可	小規模多機能型居宅介護サービス計画費は請求不可のため、提出された場合はD1エラーとなる。
月途中で小規模多機能型居宅介護の利用開始・終了の場合	月途中で小規模の利用を中止居宅（予防）介護支援事業所へ変更		居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所	小規模多機能型居宅介護サービス利用期間外の居宅サービスの利用状況により給付管理票を提出する事業所が異なる。 ・在宅サービス利用ありの場合 居宅（予防）介護支援事が作成する。 ・在宅サービス利用なしの場合 小規模多機能型事業所が作成する。 保険者への届出時には、居宅サービス利用状況を把握した上で手続きを行う。 小規模多機能型居宅介護を利用の場合は、変更前のサービス利用状況によって給付管理票の提出事業所が異なるため特に注意が必要。
	月途中で小規模の利用を中止居宅（予防）介護支援事業所へ変更		小規模多機能型居宅介護事業所 請求不可	
	月途中で居宅（予防）介護支援事業所から小規模へ変更		居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所	
	月途中で居宅（予防）介護支援事業所から小規模へ変更		小規模多機能型居宅介護事業所 請求不可	
転居等により保険者が変更となった場合 居宅（支援）事業所の変更あり	月途中でA市の資格喪失喪失前はA居宅（支援）利用		A居宅（予防）介護支援事業所 A居宅（予防）介護支援事業所	転居により、保険者番号と被保険者番号が変更となるため別人として扱う。 変更前・変更後とも別々に請求する。
	月途中でB市の資格取得取得後はB居宅（支援）利用		B居宅（予防）介護支援事業所 B居宅（予防）介護支援事業所	
転居等により保険者が変更となった場合 居宅（支援）事業所の変更なし	月途中でA市の資格喪失喪失前はA居宅（支援）利用		A居宅（予防）介護支援事業所 A居宅（予防）介護支援事業所	転居により、保険者番号と被保険者番号が変更となるため別人として扱う。 変更前・変更後とも別々に請求する。 居宅介護支援費の請求については、それぞれ請求可となっているが、実態を考慮して判断する。
	月途中でB市の資格取得取得後もA居宅（支援）利用		A居宅（予防）介護支援事業所 A居宅（予防）介護支援事業所	
生活保護単独受給者 生活保護併用または生保非該当	月の途中で生活保護単独（Hから始まる被保険者番号）の資格喪失		A居宅（予防）介護支援事業所 A居宅（予防）介護支援事業所	被保険者番号が「H」から始まる番号から「数字10ケタ」に変更となるため、別人として扱う。 変更前・変更後とも別々に請求する。 居宅介護支援費の請求については、それぞれ請求可となっているが、実態を考慮して判断する。
	月の途中で生活保護併用または生保非該当（被保険者番号数字10桁）の資格取得		A居宅（予防）介護支援事業所 A居宅（予防）介護支援事業所	